

練馬区告示第313号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をつぎのとおりしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定に基づく公告としての告示をする。

なお、関係図書は、建築・開発担当部建築審査課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

練馬区長 吉田 健一

- 1 位置の指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による位置の指定に係る道路
- 2 位置の指定年月日
令和8年6月9日
- 3 位置の指定の番号
第6号
- 4 位置の指定の道路の位置
練馬区三原台三丁目1124番9、同番10、同番12、同番13、同番15および同番16なら
びに1124番19、同番20および同番23の各一部
- 5 位置の指定に係る道路の幅員および延長等
 - (1) 幅員 4.00～4.59メートル
 - (2) 延長 35.00メートル
 - (3) 道路面積 144.98平方メートル